

(別紙 2－8 すけとうだら太平洋系群)

第 1 特定水産資源の名称

すけとうだら太平洋系群

第 2 管理年度

4 月 1 日から翌年 3 月末日まで

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 228千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 151千トン（親魚量の過去最小値）
- 3 禁漁水準値 60千トン（漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量。第 4 の 2 (2)において同じ。）

第 4 漁獲シナリオ

- 1 漁獲シナリオ

令和２年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２ 漁獲圧力

１の規定を踏まえたすけとうだら太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までは、３(1)の漁獲可能量（17万トン）により管理を行うものとするが、資源評価の結果、当該期間中の漁獲可能量に相当する漁獲圧力が、最大持続生産量を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すこととする。
- (2) 令和６年（2024年）から令和13年（2031年）までは、以下のとおりとする。
 - ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
 - ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

(1) 令和3年（2021年）から令和5年（2023年）まで 17万トン

(2) 令和6年（2024年）から令和13年（2031年）まで 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

4 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

(1) 漁獲（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）によるものを除く。）の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、3において算定した当該管理年度の漁獲可能量に1万トンを追加する。

① 北海道の道南太平洋海域（東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの北海道松前・上磯両郡界から山越・虻田両郡界に至る間の北海道渡島

総合振興局、胆振総合振興局及び日高振興局管内沖合海域をいう。以下この別紙において同じ。)

のうち渡島海区及び胆振海区（令和２年７月８日農林水産省告示第1278号（漁業法第136条第１項の農林水産大臣が定める海区を定める件））に規定される海区をいう。以下この別紙において同じ。

）における当該管理年度の10月の操業日１日当たりの平均漁獲実績が500トンを超えること。

② 北海道の道南太平洋海域のうち渡島海区及び胆振海区における当該管理年度の11月の操業日１日当たりの平均漁獲実績が600トンを超えること。

(2) (1)に基づき漁獲可能量に１万トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。

① 令和３年（2021年）又は令和４年（2022年）の漁獲可能量に１万トンを追加した場合

当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的

許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

② 令和5年（2023年）から令和13年（2031年）までのいずれかの年の漁獲可能量に1万トンを追加した場合

ア 当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

イ 再計算された翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、翌管理年度の漁獲可能量を上回る場合には、再計算された翌管理年度の生物学的許容漁獲量と翌管理年度の漁獲可能量との差分を、翌管理年度の漁獲可能量に追加する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 すけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 すけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省

令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそ

れがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。)

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 当初の配分

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 第４の４(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の４(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。

(3) 第４の４(2)①又は②アの規定に基づく漁獲可能量の差引きに係る配分

第４の４(2)①又は②アの規定に基づく差引きを行う場合にあっては、当該差引きを行う管理年度の

前管理年度における(2)の漁獲可能量の追加に係る配分に基づく漁獲実績の比率に応じて、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分の配分から差し引く。

(4) 第4の4(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第4の4(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 1(1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るすけとうだら太平洋系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がすけとうだら太平洋系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のすけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。